

# 源泉所得税 実務のポイント

会社が事業活動をしていくうえで関係してくる税金にはさまざまなものがあります。そのうち経理関係者として、判断を求められる回数の多いものの一つに源泉所得税があります。担当者として源泉徴収の対象となる給与にはどんなものがあり、また税額をいくら徴収したらよいのか等理解しておく必要があります。

そこで本セミナーでは、税務署より担当官をお招きし、給与所得をはじめ退職所得、報酬等にかかる源泉徴収額についてわかりやすく解説致します。是非、実務担当の方にはご参加下さるようご案内致します。

## < 開催要綱 >

日時 令和3年10月8日（金）  
午後1時30分～3時  
場所 スポカルイン黒石 2階 大会議室  
黒石市ぐみの木3-65  
TEL 0172-53-8111

\*新型コロナウイルス感染症対策としまして、消毒液の設置、受講者数の制限、受講者の座席間隔を確保致します。

受講料 会員：無料  
非会員：1,000円 \*テキスト代として頂戴します。

講師 黒石税務署 法人課税部門 担当官  
定員 30名（定員になり次第、締切ります。）  
申込 下記申込書に必要事項をご記入の上、  
10月1日までFAXでお申込下さい。

## < 講座内容 >

- 給与所得からの源泉徴収
- ・源泉所得税の対象となる所得とは
  - ・給与を支給するときの税額計算
  - ・アルバイト等に給与を支給するとき
  - ・通勤費の取扱い
  - ・配偶者控除と配偶者特別控除の取扱い
  - ・パートに対する給与と配偶者控除
  - ・納期の特例とは
  - ・給与等が未払いの場合
  - ・役員が報酬を辞退したとき
  - ・賞与を支給するときの税額計算
- 退職所得からの源泉徴収
- ・退職金を支給するとき
  - ・勤続年数の計算方法
- 支払報酬・非居住者からの源泉徴収
- ・司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき
  - ・外国人労働者に給与を支給するとき
  - ・非居住者に退職金を支給するとき

**主催** 公益社団法人黒石法人会

黒石市大字前町40-5 TEL・FAX 0172-53-6625

法人会実務セミナー 源泉所得税実務のポイント 受講申込書

(公社)黒石法人会 行 (FAX 0172-53-6625)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			